

第2回 徳島県新型コロナウイルスワクチン接種調整会議

次 第

日時：令和3年2月22日（月）

午後6時30分から

形式：WEB会議

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）医療従事者等の優先接種について

（2）優先接種の実施方法について

（3）その他

4 閉 会

新型コロナウイルスワクチン接種について

取扱注意

《全体概要》

- ◆今回のワクチン接種は国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施
〔市町村：ワクチン接種の**実施主体** 都道府県：広域的な視点で**市町村を支援、優先的な接種の対象となる医療従事者等**への接種体制の調整〕
- ◆市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける
- ◆ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる
- ◆住民接種に先行して、医療従事者等に対する優先接種を実施（都道府県等において調整）

対象者別実施の流れ	調整主体	令和2年 12月	令和3年 1月	2月	3月	4月～
医療従事者向け先行接種 (4万人)	国	関係機関との調整		超低温冷凍庫配備	体制確保・実施	
医療従事者向け優先接種 (470万人)	都道府県	医療機関・関係団体との調整		超低温冷凍庫配備	体制確保・実施	
高齢者向け優先接種 (約3,600万人)	市町村	医療機関・関係団体との調整			冷凍庫配備 接種券準備	体制確保・実施
その他の方（基礎疾患のある方等） (約1,770万人)		接種券準備				体制確保・実施

国、都道府県、市町村が担う役割（全体イメージ）

国	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの確保 購入ワクチンの卸売業者への流通の委託 接種順位の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供 健康被害救済に係る認定 副反応疑い報告制度の運営
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 地域の卸売業者との調整（ワクチン流通等） 市町村事務に係る調整（国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等） 	<ul style="list-style-type: none"> 優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整 専門的相談対応
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との委託契約、接種費用の支払 住民への接種勧奨、個別通知（予診票、クーポン券） 	<ul style="list-style-type: none"> 接種手続等に関する一般相談対応 健康被害救済の申請受付、給付 集団的な接種を行う場合の会場確保等

徳島県新型コロナウイルスワクチン接種調整会議

令和3年1月25日設置

役割

- ・ワクチン接種の準備において、各自治体における課題や対応策について協議・調整
- ・市町村間の調整が必要な事項など広域的調整
- ・ワクチン接種の実施率など、進捗状況の共有

構成

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議委員
- ・県医師会 ・ 県歯科医師会 ・ 県看護協会 ・ 薬剤師会
- ・医療機関代表 ・ 卸売販売業者 ・ 市町村代表 ・ 保健所
- ・県関係各課

医療従事者等優先接種対象者数(国報告)

接種者所属	人数
病院	22,523
診療所	8,118
歯科医診療所	2,637
薬局	2,057
訪問看護ステーション等	350
国の機関	113
県	625
市町村	1,155
合計	37,578

県人口(16歳以上)の5.90%が対象

基本型・連携型接種施設数

基本型接種施設(12病院)

徳島大学病院	阿南医療センター
徳島県立中央病院	徳島県立海部病院
徳島市民病院	吉野川医療センター
東徳島医療センター	阿波病院
徳島県鳴門病院	つるぎ町立半田病院
徳島赤十字病院	徳島県立三好病院

＋ 連携型接種施設 400施設以上

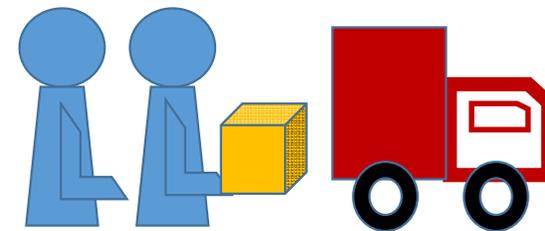
高齢者優先接種・一般接種を見据えた広域の個別接種体制を構築

ファイザーワクチンの配送方法について



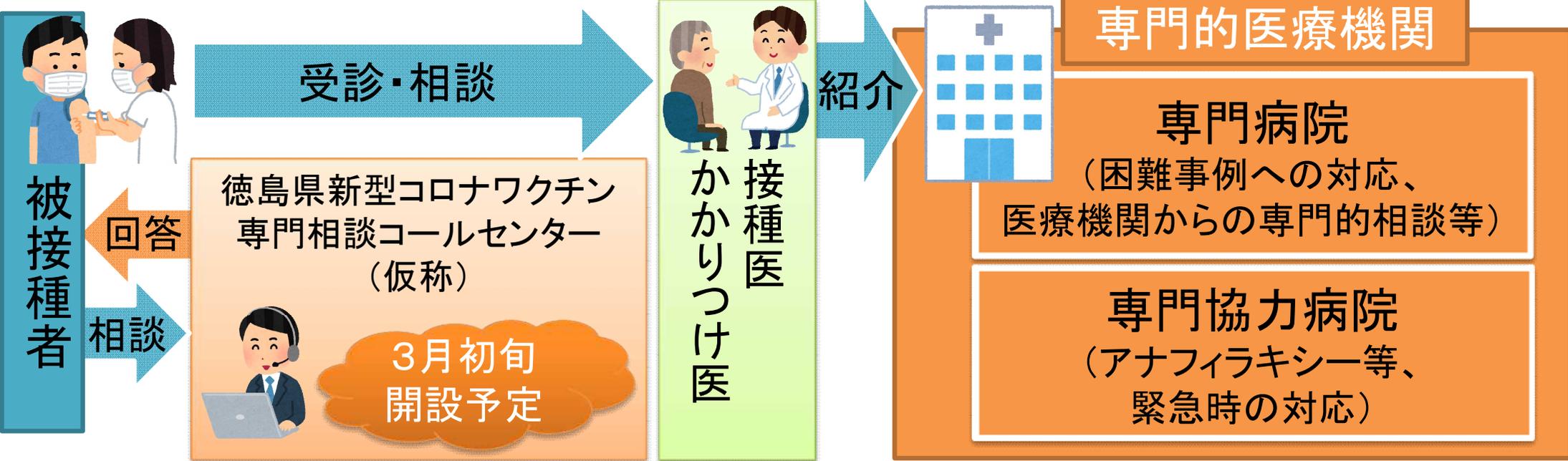
県の調整内容

- ① 医療従事者用のワクチン希釈用シリンジ・針を県が調達(接種用は国が調達)
- ② 梱包作業員を各基本型接種施設へ2名程度派遣(委託業者)
- ③ 梱包資材(保冷バッグ等)は県が調達
- ④ 配送は、委託業者が実施(一部は自治体職員が配送)



徳島県におけるワクチン接種後の副反応等に対応する医療・相談体制

- 副反応を疑う症状について、被接種者が受診を希望する際は、身近な医療機関(接種医・かかりつけ医等)を受診する。
- 医療機関は、専門的な対応が必要であると判断した場合、専門的医療機関を紹介する。
- 「専門病院」は、「困難事例の対応」や、「医療機関からの専門的相談等」を行う。
- 「専門協力病院」は、アナフィラキシー等、「緊急時の対応」を行う。



徳島県新型コロナウイルス 専門相談コールセンター(仮称)について

被接種者

相談等

徳島県

受付相談内容:接種後の副反応など医学的知見が必要となる専門的な相談など,市町村では対応困難な問合せへの対応
対応時間:24時間対応(土日・祝日も実施)
設置日:令和3年3月初旬(予定)
その他:聴覚に障がいのある方,在住外国人の方等,
電話相談が難しい方に向けて,FAX・メールの設置予定

相談等

国

受付相談内容:コロナワクチン施策の在り方等に関する問合せへの対応
対応時間:9:00~21:00(土日・祝日も実施)
設置日:令和3年2月15日(月)
電話番号:0120-761770

相談等

市町村

受付相談内容:接種に係る具体的な手続きに関する問合せへの対応
設置日:令和3年3月以降順次開設予定

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について

接種順位を上位に位置づける医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの配分については、「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの配分について」（令和3年2月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）においてご連絡したところですが、第1弾は下記のとおり出荷することとしますので、ご対応いただくとともに、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

- 1 第1弾は、別添のとおり、前半（3月1日の週）と、後半（3月8日の週）に分けて、それぞれ全国で500箱ずつ出荷する。
なお、今後も一定周期で出荷を行い、最終的には、各都道府県から報告いただく接種予定者数を満たす量を配分することとする。また、接種予定者数については、今後の出荷のタイミングに合わせて数値を修正する機会を設けるため、適正な接種予定者数を報告できるよう、関係医療機関等との連絡調整を行うこと。
- 2 別添の各都道府県の出荷箱数を限度として、前半、後半に配送すべき配送先及び配送箱数を報告様式に記入し、今月24日（水）（必着・厳守）までに厚生労働省健康局健康課予防接種室まで登録すること。
- 3 今回出荷分は2回接種のうちの1回目接種分を念頭に置いており、3週間後（3月22日の週と3月29日の週）に、2回目接種分を念頭に置いて、今回の配送先に今回の出荷分と同数箱を出荷する。
- 4 第2弾以降の出荷については、供給量を踏まえ、追って案内する。

医療従事者等向け接種のための新型コロナワクチンの出荷箱数

(単位：箱数、1箱＝195バイアル)

	前半出荷分 (3月1日の週発送)	後半出荷分 (3月8日の週発送)
全国	500	500
北海道	25	25
青森県	5	5
岩手県	5	5
宮城県	8	8
秋田県	4	4
山形県	5	5
福島県	7	7
茨城県	10	10
栃木県	7	7
群馬県	8	8
埼玉県	21	21
千葉県	20	20
東京都	49	49
神奈川県	28	28
新潟県	9	9
富山県	5	5
石川県	5	5
福井県	3	3
山梨県	3	3
長野県	8	8
岐阜県	7	7
静岡県	13	13
愛知県	25	25
三重県	6	6
滋賀県	5	5
京都府	11	11
大阪府	36	36
兵庫県	21	21
奈良県	5	5
和歌山県	4	4
鳥取県	3	3
島根県	3	3
岡山県	9	9
広島県	12	12
山口県	7	7
徳島県	4	4
香川県	5	5
愛媛県	6	6
高知県	5	5
福岡県	26	26
佐賀県	5	5
長崎県	8	8
熊本県	10	10
大分県	6	6
宮崎県	6	6
鹿児島県	10	10
沖縄県	7	7

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの配分について

接種順位を上位に位置づける医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において、接種体制の構築を進めるようお願いしているところです。

今般、ファイザー社の新型コロナワクチン（商品名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2））が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の3第1項の規定により令和3年2月14日に特例承認され、また、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定により、同月16日に厚生労働大臣による、同ワクチンを用いた臨時の予防接種の実施の指示が行われました。

本日から、先行接種者健康調査が国立病院機構、地域医療機能推進機構、労働者健康安全機構に属する計100病院において行われていますが、今後、医療従事者等向け接種を行うためのワクチンの配分については、下記のとおり行うこととしますので、ご対応いただくとともに、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 国から都道府県への配分の考え方

- (1) 都道府県から報告された接種予定者数の情報や医療従事者等に関する統計情報を基に、国が保管しているワクチンを段階的に各都道府県に配分する。
- (2) ワクチンは国において停電など不測の事態に備えるための在庫を確保しつつ、一定周期で出荷する。

第1弾・1回目接種分については、改めて今月19日（金）に確定時期・数量をお知らせするが、各都道府県におかれては、例えば3月1日の週から3月8日の週の間、2回に分けて出荷された場合に、優先的に配送すべき接種施設等（ファイザー社ワクチン用のディープフリーザー配置先）を勘案した接種施設等ごとの配送箱数（1箱＝195バイアル）について検討願いたい。

なお、第1弾・2回目接種分については、これと同数を概ね3週間後に出荷する予定であり、第2弾以降の出荷については、供給量を踏まえ、追ってお知らせする。

- (3) なお、接種を行う医療機関等については、基本型接種施設・連携型接種施設のいずれも、予防接種の実施に関する集合契約への参加が必要となるため、医療従事者等向けの接種を行う予定であって集合契約に係る委任状を提出していない医療機関等におかれては、速やかに委任状を提出するよう連絡いただきたい。

また、基本型接種施設・連携型接種施設のいずれも、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を通じ、接種を行う医療機関の初期登録、接種を実施した場合の実績値の入力等が必要となることについて、改めて周知いただきたい。

2 配送先の登録について

- (1) 医療従事者向け接種に係るワクチンの配送先の指定については、V-SYSは用いず、都道府県がとりまとめて、報告様式（追って都道府県ごとにメールでお送りする）に必要な事項を記入の上、厚生労働省健康局健康課予防接種室に登録すること。

これは、この段階では配送先の接種施設数が限られていること、市町村の区域を越えた範囲でのV-SYSを通じた配送先の指定等を円滑に行えるようになるにはなお相当の時間を要することが見込まれることを考慮したためである。

- (2) 第1弾・1回目接種分の出荷については、今月19日（金）に改めてお示しする都道府県ごとの配分量を踏まえ、報告様式に配送先を厚生労働省健康局健康課予防接種室に今月24日（水）（必着・厳守）までに登録すること。なお、1（2）のとおり、例えば3月1日の週から3月8日の週の間には2回に分けて出荷される場合も考慮して、より早期に接種を実施するなど、優先的に配送すべき基本型接種施設（ファイザー社ワクチン用のディープフリーザー配置先に限る）を検討の上、報告様式に記入すること。

なお、第1弾・2回目接種分の出荷については、上記により登録された配送先に、第1弾・1回目接種分の出荷と同数箱を出荷する予定である。配送業者による配送計画や医療機関への周知、行政間の調整コスト等を考慮し、第1弾・1回目接種分と第1弾・2回目接種分の配送先を変更することは認めない。

- (3) 第2弾以降の出荷については、供給量を踏まえ、追って案内するが、同様の手続きをとることを予定している。なお、第1弾出荷の配送先と、第2弾出荷の配送先が異なることは差し支えない。

医療従事者向け先行接種余剰分の割当案

第1弾 第1回目 前半(3月1日の週) 4箱(1箱195バイアル×6人分=1,170回分) ⇒ 合計4,680回分

基本型接種施設	接種人数 (接種者リスト記載数)	余剰分
徳島大学病院	※1,743	0
徳島県立中央病院	1,052	118
徳島赤十字病院	1,180	0
徳島県三好病院	356	814
合計	4,331	932



余剰分は

- ・近隣連携型接種施設等に配分
- 又は
- ・基本型接種施設において接種

※徳島大学病院は概数

第1弾 第1回目 後半(3月8日の週) 4箱(1箱195バイアル×6人分=1,170回分) ⇒ 合計4,680回分

基本型接種施設	接種人数 (接種者リスト記載数)	余剰分
徳島市民病院	773	397
徳島県鳴門病院	619	551
阿南医療センター又は海部病院	542又は200	628又は970
吉野川医療センター	564	606
合計	2,498又は2,156	2,182又は2,524



余剰分は

- ・近隣連携型接種施設等に配分
- 又は
- ・基本型接種施設において接種

- ・基本型施設で患者と接する頻度の高い者又はその可能性が高い者
- ・基本型接種施設以外施設で入院患者受入機関に所属し患者と接する頻度の高い又はその可能性のある者
- ・自治体職員などで患者と接する頻度の高い者又はその可能性のある者を優先し、接種にあたっては基本型接種施設と調整を行う

※国に提言:第1弾の2回目(8箱)について、都道府県の裁量で配送先病院の変更を認めるよう国に要望しているところ